

整備地域等不燃化集中促進支援制度

令和8年
4月から
スタート!

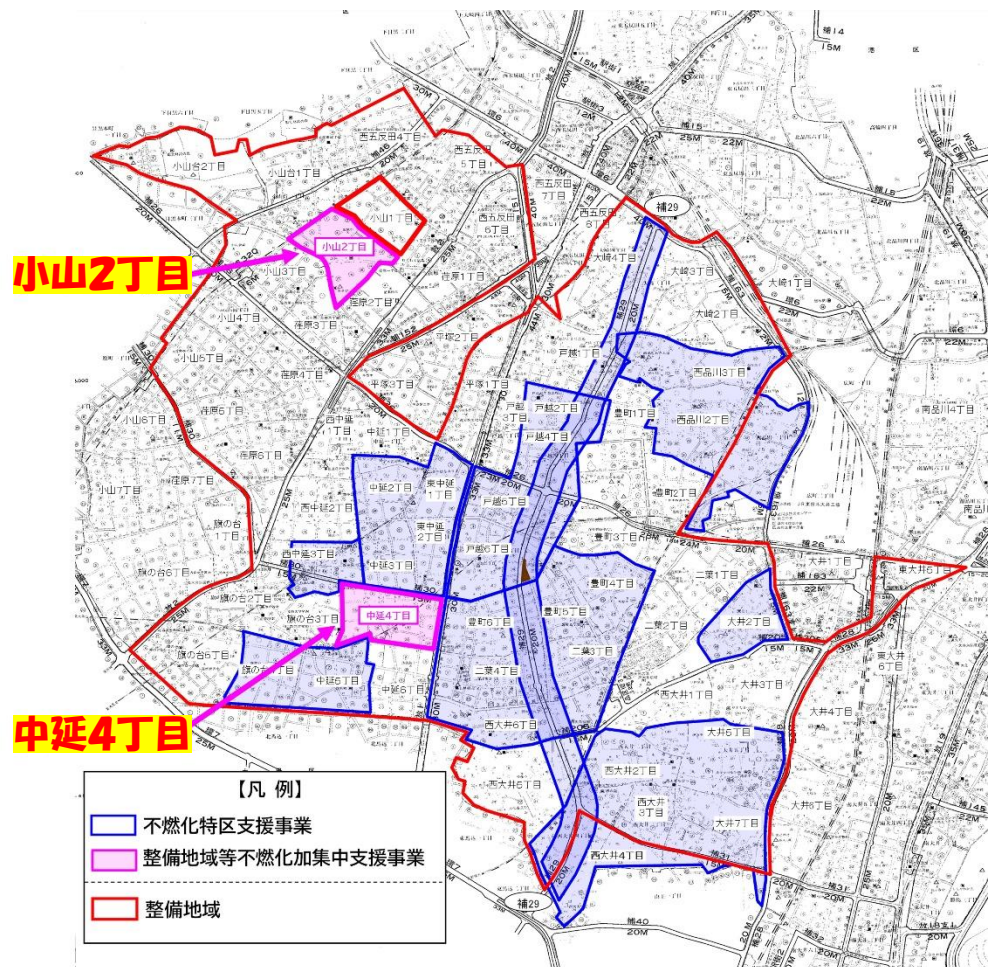
老朽建築物の解体費用・建替え費用等の
一部を区が助成します!

品川区では、震災時、特に甚大な被害が想定される整備地域において、老朽建築物の除却や建替え等にかかる費用への助成支援を行い、建物の不燃化促進に取り組んでまいりました。

この度、局所的に不燃化が進まない地域において、集中して不燃化を促進するため、新たな取り組みとなる、『整備地域等不燃化集中促進支援制度』を実施いたします。

整備地域等不燃化集中促進支援制度

実施地区



- **小山2丁目**
- **中延4丁目**

事業期間

令和8年4月1日
～令和13年3月31日

支援内容

- 支援1**
取壊し・建替えに関するご相談に専門家を派遣（無料）
- 支援2**
老朽建築物の解体除却費用を助成
- 支援3**
引越しや家賃等移転にかかる費用を助成
- 支援4**
耐火・準耐火建築物にするための設計・監理費用を助成

※支援内容の詳細は裏面をご覧ください!



助成支援制度メニュー



支援制度1

権利の移転や建替えに関する相談に対して、**弁護士や税理士、建築士等の専門家を無料で派遣**します。

※原則として同一申請者につき、当該年度5回までの派遣となります。

※派遣まで1か月程度かかる場合がありますので、お早めにご相談ください。

支援制度2

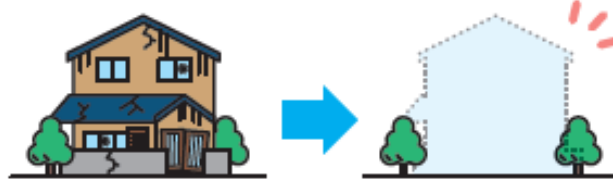
老朽建築物の**解体・除却費用**を助成します。

※建築敷地を細分化しない場合に限りです。

【助成限度額】 木造:延べ床面積1㎡あたり、**33,000円**

軽量鉄骨造:延べ床面積1㎡あたり、**47,000円**

※実際にかかる工事費と単価計算金額を比べて、額の小さい方が助成金額となります。



支援制度3

品川区の除却支援を利用して老朽建築物を耐火・準耐火建築物にするために必要となる**転居一時金(礼金・仲介手数料)、家賃(3か月分)、移転費用(往路・復路)**を助成します。

注意! 借家人は助成金の交付を受けられません。



支援制度4

品川区の除却支援を利用して老朽建築物を解体し、耐火・準耐火建築物を建てる際に、**建築敷地を細分化しない場合に限り**、不燃構造化に必要な**建築設計費・工事監理費**を助成します。

※詳細は、下記までお気軽に

お問い合わせください!



～ お問い合わせ先 ～

品川区 都市環境部 木密整備推進課

〒140-8715 品川区広町2丁目1番36号(品川区本庁舎6階)

TEL:03-5742-6925(直通) FAX:03-5742-6756